

【参考資料】

議案第28号 朝霞市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

生涯学習部生涯学習・スポーツ課

1 改正理由

青葉台公園テニスコート及び内間木公園テニスコートの使用時間について、利用者の利便性を高めて生涯スポーツの推進を図るため、午前6時30分から午後9時まで使用することができる期間について、現在の3月1日から9月30日までを、3月1日から11月30日までに改めるとともに条文の字句の整理を行うもの。

2 改正内容

条例第6条の表、青葉台公園テニスコートの部中「9月30日」を「11月30日」に、「10月1日から12月27日」を「12月1日から同月27日」に改め、同表内間木公園テニスコートの部中「9月30日」を「11月30日」に、「10月1日から12月27日」を「12月1日から同月27日」に改める。

3 施行日

令和6年4月1日

担当

生涯学習部生涯学習・スポーツ課スポーツ係
電話 463-2403